

生徒心得

本校生徒は、学則や生徒会会則を守り、常に生徒としての本分を尽くし、清潔で明朗活潑な気風と健全な心身を養うよう努力するとともに、次の事項を守らなければならない。

1 登下校

- (1) 本校指定の制服を着用すること。
- (2) 身分証明書を携帯すること。
- (3) 公共物の愛護に努め、公衆道徳と交通規則を守ること。
- (4) 自動二輪、原動機付自転車及び自動車の運転を禁止する。

2 校内生活

- (1) 時間を厳守し、規律ある生活をする事。
- (2) 登校後は、無断で外出しないこと。
- (3) 公共物を大切にし、環境美化に努めること。
- (4) 生徒相互間において、金銭物品等の貸借をしないこと。
- (5) 欠席、遅刻、早退、欠課、外出等は、所定の手続きをとること。

3 校外生活

- (1) 常に七高生としての自覚を持つこと。
- (2) 夜間の外出は、午後9時までとする。

4 服装・頭髪等

- (1) 高校生としての品位を保ち、常に質素で清潔な服装・頭髪等にする事。
- (2) 服装・頭髪等は、服装・容儀規程によること。

5 願出、届出

- (1) 願出 休学、復学、転学、退学、公認欠席、対外行事参加、合宿・生徒会館使用、アルバイト、旅行、下宿・間借り、自動車学校通学、異装、その他必要な願出
- (2) 届出 自転車通学、住所変更、欠席、遅刻、早退、欠課、外出、忌引き、祭参加、その他必要な届出

6 その他

- (1) 生徒懲戒規程の懲戒の対象となる行為をしないこと。
- (2) 情報モラル等を遵守し、インターネット等を適切に使用すること。

附 則 本心得は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
平成 9 年 3 月 3 1 日一部改正する。
平成 1 2 年 2 月 1 0 日一部改正する。
平成 2 2 年 3 月 2 4 日一部改正する。
令和 4 年 4 月 1 日一部改正する。

服装・容儀規程

第1条 本校制服の着用にあたっては次のことを厳守しなければならない。

- 一 登下校の際は、本校規定の制服を必ず着用する。
- 二 冬服着用期間は10月1日から翌年5月31日までとし、夏服着用期間は6月1日から9月30日までとする。ただし、天候等により移行期間を設ける。
- 三 制服等については次のように定める。

	スラックスタイプ	スカートタイプ
冬服	・ブレザー(紺のシグナル型・ワンボタン) ・スラックス(グレー系のチェック) ・ワイシャツ(紺地の千鳥格子・白襟) ・ネクタイ(紺地にストライプ入り) ・ベルト	・上着(紺のシャツ系・ワンボタン・比翼付き) ・スカート(タータンチェックのボックス変形型) ・ブラウス(紺地の千鳥格子、棒リボン付き) ・ソックス(濃紺で膝下のもの) ・ストッキング、タイツ(黒)
夏服	・半袖ワイシャツ ・ズボン ・ベルト ・ポロシャツ	・オーバーブラウス(セーラー型オーバーブラウス) ・スカート(冬と兼用またはブルー系のチェック) ・ソックス(濃紺で膝下のもの) ・ポロシャツ

四 その他制服着用にあたっての留意事項

- ア 夏服着用期間中、寒い時は冬服を着用しても良い。
- イ 冬服・夏服とも学校指定のセーターのみ着用できる。
- ウ シャツ・ブラウスは、ズボン・スカートから出さないこと。
- エ スカート丈は、裾が膝にかかる程度とする。
- オ 理由があって規程外のものを着用する場合、許可を得ること。

第2条 靴については次のとおりとする。

- 一 外履き
靴または体育時に使用可能なズックとする。
防寒ブーツは下足箱に入る物とする。
- 二 上履き
年次別に色別とし、指定ズックとする。

第3条 頭髪については次のとおりとする。

- 一 頭髪は端正清潔にする。
染色・脱色、パーマ等の加工は禁止する。
- 二 前髪はまぶたにかからない長さとする。
髪の長さが脇の下を超えたら結ぶこと。
ゴム・ヘアピンの色は、黒・紺・茶とする。

第4条 化粧及び装身具は、禁止する。

附 則 本規程は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

平成 9 年 3 月 3 1 日一部改正する。

平成 1 5 年 5 月 1 日一部改正する。

平成 1 6 年 4 月 1 日一部改正する。

平成 1 8 年 1 0 月 1 日一部改正する。

平成 2 2 年 3 月 2 4 日一部改正する。

平成 2 8 年 4 月 1 日一部改正する。

令和 4 年 4 月 1 日一部改正する。

令和 5 年 4 月 1 日一部改正する。